

平成18年度整備主任者（技術）研修を開催しています

標記技術研修について、道路運送車両法第91条3の規定に基づく同法施行規則第62条2の2の第1項第6号の規定に基づき（自動車分解整備事業者の遵守事項による整備主任者研修の受研義務）実施致します。

なお、研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

※ 未受講の事業所は、必ず下記日程に受講されますようお願い致します。

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者
(1事業場1名以上)
2. 研修場所 振興会教室・実習場
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置について
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術
②新型車・新機構の整備
5. 研修費 6,500円(学科編、実習編テキスト代を含む)
6. 研修時間 受付 9:00～9:30
研修 9:30～16:00
7. 研修日程 下表を参照して下さい

| | |
|-----------|-------------|
| 2月 8日(木) | 南アルプス南・東 ハ② |
| 2月 15日(木) | その他 |

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成19年3月25日(日)実施の登録学科試験受験者を対象とした、標記講座を下記の日程等により開催しますので、受講をお勧め致します。

1. 種目 1級小型自動車(少人数のときは開講しない場合があります)
2級ガソリン自動車
3級自動車ガソリン・エンジン
2. 研修日

| 1級小型自動車(4日間) | | |
|----------------|----------|------------|
| 第1日 | 2月19日(月) | 9:10～16:00 |
| 第2日 | 2月26日(月) | 9:10～16:00 |
| 第3日 | 3月 5日(月) | 9:10～16:00 |
| 第4日 | 3月12日(月) | 9:10～16:00 |
| 2級、3級ガソリン(3日間) | | |

| | | |
|-----|----------|-------------|
| 第1日 | 2月27日(火) | 9:10~16:00 |
| 第2日 | 3月6日(火) | 9:10~16:00 |
| 第3日 | 3月13日(火) | 10:00~16:00 |

3. 講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習
4. 使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
※下記のテキストは、各自で持参して下さい。
- 1級小型自動車
1級小型テキスト 法令教材
 - 2級ガソリン自動車
2級ガソリンエンジン・シャシ編 法令教材
 - 3級自動車ガソリン・エンジン
3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材
5. 受講料 1級・・・・20,000円(資料代含む)
2級、3級・・・15,000円(資料代含む)
6. 受付期間 1月22月(月)~2月16日(金)
7. 申込方法 申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp/index2.html>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

指定自動車整備事業者等講習会開催について

標記講習会について、山梨運輸支局の協力により下記にて開催致します。
受講対象者は、必ず受講されますようご連絡いたします。

記

1. 受講対象者 ①指定自動車整備事業者
②事業場管理責任者
③保安基準適合証交付者
④主任技術者
⑤その他指定自動車整備事業に携わる中間管理者

2. 開催日時 平成19年2月27日(火)

| | | | |
|------|----|-------------|----------------------|
| 午前の部 | 受付 | 9:00~9:30 | 保適交付者・中間管理者 主任技術者 |
| | 講習 | 9:30~12:00 | |
| 午後の部 | 受付 | 13:00~13:30 | 指定整備事業者 事業場管理責任者 |
| | 講習 | 13:30~16:00 | |

3. 場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂
4. 講習修了証明 受講修了証明を致しますので、技能者手帳を必ずご持参下さい。
5. 受講料 1名 2,000円

バスの自動車検査証の備考欄等への記載について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成 18 年 9 月 27 日付け国自技第 140 号、国自環第 138 号）で、立席を有するバスは立席状態で高速道路等を運行することができないことから、その旨を明確にするため、立席定員数を除く乗車定員数を自動車検査証の乗車定員欄に括弧書きで記載するとともに、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席（保安基準第 22 条第 3 項の第 1 号から第 5 号に掲げる座席を除く。）に座席ベルトを備えていないバスにあっては、高速道路等を運行しない自動車であることを明確にするため、「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」と自動車検査証の備考欄に記載することとなりました。

このためバスの自動車検査証の備考欄等への記載に当たって、国土交通省より協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

通知の概要は、次のとおり。

1. 自動車検査証の備考欄への記載対象バスが継続検査で入庫したバスのうち、次の（1）～（3）の全てに該当するもの

- （1）自動車検査証の備考欄に「高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合」の記載が無いもの
- （2）昭和 62 年 9 月 1 日（輸入されたバスにあっては昭和 63 年 4 月 1 日）以降に製作されたもの
- （3）運転着席及びこれと並列の座席以外の座席（保安基準第 22 条第 3 項の第 1 号から第 5 号に掲げる横向き、補助座席等を除く。）に座席ベルトを備えていないもの

2. 備考欄処理の開始時期

平成 18 年 10 月 1 日より実施されているが、平成 19 年 9 月 30 日まで猶予期間が設けられている。（平成 19 年 10 月 1 日から必ず記載が必要となる）

3. 作業内容

- （1）ユーザーへの説明
- （2）車検証の備考欄処理の申請
 - ①指定工場 保安基準適合証及び適合証（控）に「座席ベルトなし」と記載（指定整備記録簿への記載は必要なし）
 - ②認証工場 検査申請の際、担当官に「高速道路を走行しないバス」である旨を申告（整備記録簿への記載は必要なし）

4. 自動車検査証に記載のあるバスの運行に関する注意事項

- （1）乗車定員欄に括弧書きのあるバスの立席を使用して、高速道路等を走行することはできません。
- （2）備考欄に「高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合」と記載があるバスは、高速道路等を走行することはできません。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車等の排除を図るため、街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。
当日ご協力頂いた日下部支部の皆様、ありがとうございました。

| | 日時 | 実施場所 | 参加者 | 摘要 |
|--------|-------------------------|--------|-------------------------------|--|
| 日下部警察署 | 1月23日(火) 13:30~16:00 | 日下部警察署 | 運輸支局 6名 振興会 2名 日下部支部 5名 | 総検査車両数 123台 不良車両数 16台 内整備命令 5台 口頭警告 13台 |

第3回、4回経営研修会が開催されました

第3回、4回経営研修会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

1. 日 時 平成19年1月18日、2月1日(木) 19:00~
2. 場 所 振興会 大講堂
3. 研修内容 研修内容は下記のとおりです
 - I. 個別企業のケーススタディ③
中古車販売・一般整備が主力業務の整備工場の場合
 - II. ①具体的改善策の研究

受講者の皆様は、大変ご苦労さまでした。経営研修会が皆様の事業の参考となり実りあるものになればと考えています。

指定協企画委員会が開催されました

1. 日 時 平成19年1月22日(月) 15:00~17:30
2. 場 所 振興会会議室
3. 出席者 水野委員長
相馬委員 村松委員 清水委員 小澤委員 佐藤委員 雨宮委員 渡辺委員
小池委員 榎原委員
4. 会議事項
 - (1) 指定整備事業協議会の今後のあり方について
 - (2) その他

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について

(関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、標記の顕彰制度を環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会に協力し、下記により推薦する。

記

『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

社団法人山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会长は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

【表彰申請】

1. 申請受付期限
平成19年2月28日（水）まで
2. 申請方法
申告用紙（表彰申請用紙）は振興会ホームページの「会員ページ」からダウンロード、もしくは指導・教育部門窓口に用意されています。申請を希望される事業場は、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。
3. 現地確認及び審査
書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。
4. 関東運輸局長表彰に推薦
支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。
5. 当会以外の団体（自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会）にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

環境に優しい優良事業者審査基準

| 区 分 | 項 目 | 基 準 |
|-------------|-------------------------------|--|
| マニフェスト | ①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか | 1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正。 |
| | ②マニフェストを交付しているか | 1. マニフェストは、電子マニフェスト又はA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、紙の場合B1以下の票を、棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの電子管理又は交付台帳を作成している。 |
| | ③マニフェストを保管しているか | 1. 回付されたマニフェストを5年間保管している。 2. 5年の実績がない場合は、全て（最も古い物から最も最近の物まで）保管している。 3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を山梨県知事に提出している。 |
| 使用済み自動車等の処理 | ①電子マニフェストを交付し適正処理しているか | 1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。 2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。 |
| | ②事前選別を実施しているか | 1. 廉油、廃ラジエータ液(LLC)、燃料、廃バッテリー等を事前選別し処分業者に排出している。 |
| | ③自動車リサイクル法に基づく適正処理をしているか（フロン） | 1. 自動車リサイクル法に基づく引取・回収事業者の登録をしている。 2. 使用済み自動車から回収したフロンを自動車リサイクル法に基づくフロン回収システムで破壊処理している。また、整備車両から回収したフロンも適正に処理をしている。 |
| | ④フロン回収実績表を作成し回収・破壊の把握をしているか | 1. フロンの回収実績表を作成し、回収・破壊の把握をしている。 |
| | ⑤自動車リサイクル法に関し、適切な情報提供をしているか | 1. 使用者に、自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報を提供している。 |
| | ⑥エアバッグを適正処理しているか | 1. 自動車リサイクル法に基づく解体業者の登録をしており、使用済み自動車等のエアバッグを適正処理している。又は、自動車リサイクル法に基づく解体業者に引き渡している。 |
| 廃部品等の処理 | ①マニフェストを交付し適正処理しているか | 1. 廃部品等（廉油、廃ラジエータ液(LLC)、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、マニフェストを交付している。 |
| | ②産業廃棄物を分別して保管しているか | 1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。 |
| | ③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか | 1. 保管場所には、周囲に塀を設け、床はコンクリート等により地下浸透防止対策を施している。 2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流出防止対策を施している。 |
| | ④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか | 1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。 2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。 |
| | ⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか | 1. タイヤ販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。 |
| | ⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか | 1. 自動車電装品販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。 |
| | ⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか | 1. 塗料からシンナーを除去する装置を保有し適正に処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。 |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| 環境 保 全 の 向 上 | ①自動洗車機の設置届出をしているか | 1. 山梨県知事に届出している。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。 |
| | ②騒音・振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか | 1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村に届出している。 |
| | ③塗装ブースの設置届出をしているか | 1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。 |
| | ④汚泥の処理についてマニフェストを交付しているか | 1. 廃棄物処理法に基づき処分業者と個別に委託契約している。 |
| | ⑤作業場、駐車場にオイルがこぼれていなか | 1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液(LLC)の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。 |
| | ⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか | 1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。 2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。 |
| | ⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていないか | 1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。 |
| | ⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施しているか | 1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。 |
| | ⑨浄化槽の清掃を定期的に実施しているか | 1. 浄化槽の清掃を定期的に実施し、オイル等の流出を防止している。 |
| | ⑩一般廃棄物を適正処理しているか | 1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出している。 |
| | ⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか | 1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。 |
| リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用 | ①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか | 1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について、新部品を使用した時との価格差を含め情報を提供している。 |
| | ②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか | 1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。 |
| | ③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか | 1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。 |
| | ④リサイクル部品について保証期間を明示しているか | 1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。 |
| | ⑤リサイクル部品を積極的に使用しているか | 1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。 |

オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願ひします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

| | | |
|-------------------|----------|---------|
| 基本作成料 本文 | ¥ 5, 250 | (消費税含む) |
| 写真 (1枚) | ¥ 3, 150 | (消費税含む) |
| 地図 | ¥ 5, 250 | (消費税含む) |
| 個人情報保護に関する基本方針ページ | ¥ 1, 000 | (消費税含む) |

次の 6 パターンの組み合わせが可能です。

| | |
|--|-----------|
| A 基本のみ | ¥ 5, 250 |
| B 基本+写真 (1) | ¥ 8, 400 |
| C 基本+地図 | ¥ 10, 500 |
| D 基本+写真 (2) | ¥ 11, 550 |
| E 基本+写真 (1) +地図 | ¥ 13, 650 |
| F 基本+写真 (2) +地図 | ¥ 16, 800 |
| G 個人情報保護に関する基本方針ページ (各タイプに対応できるオプションです) | ¥ 1, 000 |

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。
提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

- ◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。
- ◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。
- ◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。
- ◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。
- ◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。